

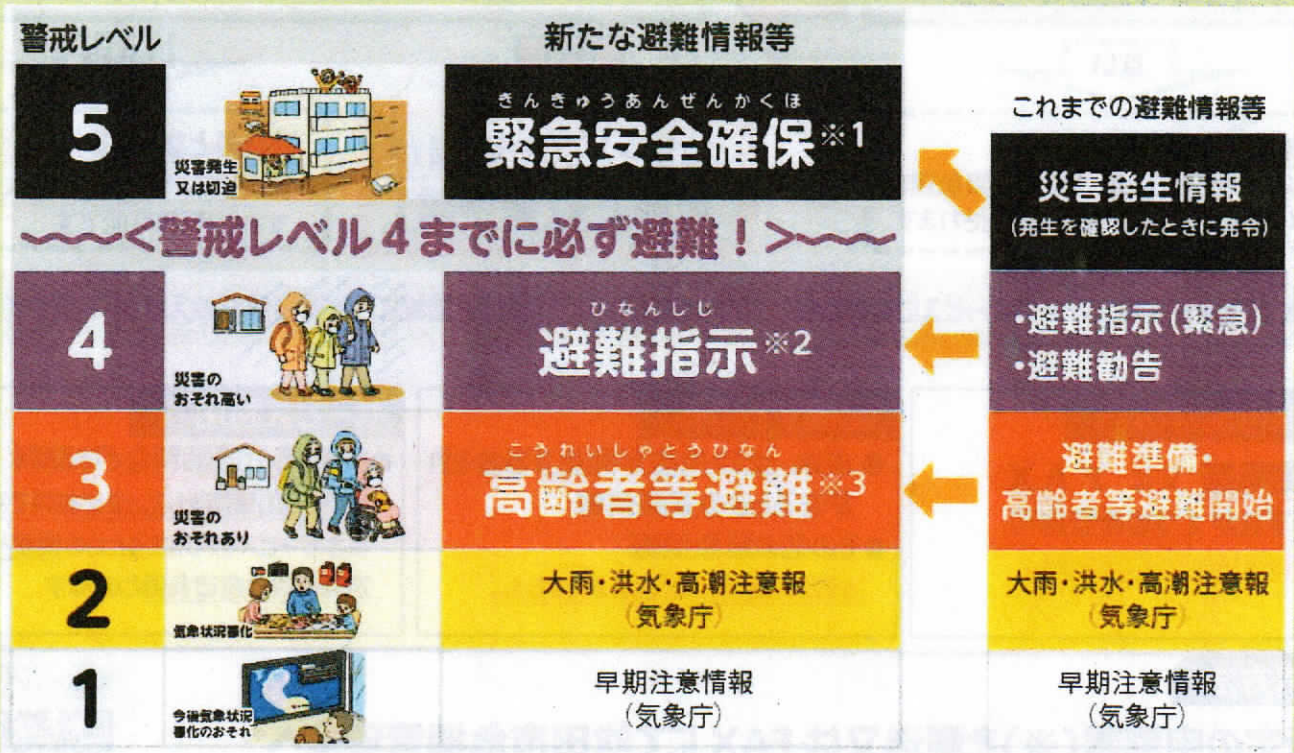
警戒レベル
4

令和3年5月20日～

風水害時の避難情報が変わりました

避難指示で必ず避難！

避難勧告は廃止です



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

この機会に避難情報などの災害情報の入手方法を確認しておきましょう

携帯電話やスマートフォンから情報入手

インターネットや SNS、防災アプリなどを活用して幅広く情報収集をしましょう！

オススメアプリ



吹田市を「ともだち」登録⇒ほしい情報を選択
「防災」など選択した情報が受け取れます！



地域を登録
プッシュ通知で災害情報が届きます

アプリダウンロードはこちら！



テレビから情報入手

災害時はリモコンのdボタン！
平時からdボタンを活用しましょう！

どれも持っていない方

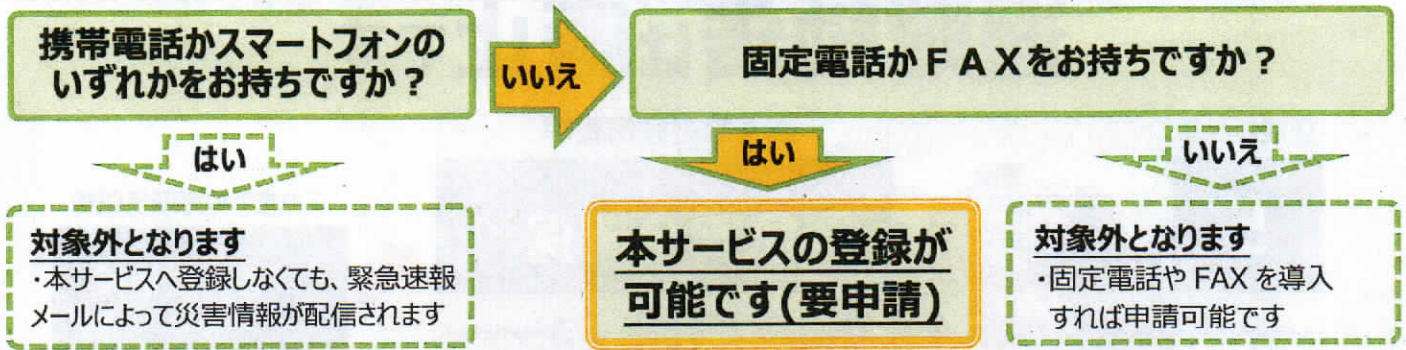
ご自宅の「固定電話」か「FAX」に、
「災害時の緊急情報」を
届けます！

詳細は裏面へ！

風水害時の緊急情報を「固定電話」や「FAX」に配信する
「災害情報自動配信サービス」が新たにスタート！

対象者：吹田市民で携帯電話やスマートフォンを持っていない方

ご自身が登録対象であるかは、以下の流れでご確認ください



■テレビをお持ちの方▶本サービスに登録しなくてもテレビのdボタンを押すと地域ごとの災害情報の入手が可能です

登録可能な機器

固定電話 又は **FAX**
の**いずれか1つのみ**登録可
※携帯電話は登録できません。

配信する情報

- **洪水・土砂災害が発生するおそれがあるときの避難情報**
- **その他の緊急情報**
※緊急地震速報は配信されません。

サービス利用料

- **受信時の通話料などは無料**
※折り返し電話をしたときは有料です
※本サービスを利用するための**機器・消耗品等は自己負担**となります

申請方法

所定の申請書(※)を郵送又はFAXにて吹田市危機管理室へ

※申請書は、市ホームページに掲載しているほか、吹田市危機管理室の窓口で配布しています。

※ホームページからのダウンロードや窓口への来所が難しい場合は、吹田市危機管理室へご相談ください。

市ホームページ



配信までの流れ

①申請書を提出 ⇒ ②テスト配信(事前にご案内します) ⇒ ③以後、随時避難情報を配信

- ▶ 電話・FAXは「電話番号：050-3138-4211」から発信されます。
- ▶ メッセージは、同じ内容を3回繰り返し流します。※
※聞き取れなかった場合は、電話番号(050-3138-4211)に折り返し電話をして確認することもできますが、その場合、通信料がかかります。なお、一定時間経過後は、折り返し電話をしても確認ができなくなります。
- ▶ **避難情報の発令など、市が緊急情報を配信する時に速やかに配信されるものですが、回線状況によって配信に時間がかかったり、故障等により配信がされない場合があります。※**

※本サービス以外での災害情報の取得方法も備えておきましょう。

また、緊急情報のため、休日や夜間に配信される場合もありますのでご了承ください。

その他、詳しい内容を知りたい場合は吹田市危機管理室へご連絡ください。

問合せ先 吹田市 総務部 危機管理室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号(高層棟8階)

TEL:06-6384-1753 FAX:06-6337-1631 メール:bousaisuita@city.suita.osaka.jp

吹田市災害情報自動配信サービス登録（変更・解除）申請書

吹田市長 あて

下記のとおり、災害情報自動配信サービスの登録について、利用規約（裏面）に同意の上、申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解除
(新規・変更の場合のみ、いずれかに○をつけてください。)		持っている ・ 持っていない	
携帯電話又はスマートフォンをお持ちですか。 ※持っている方は、本サービスに登録できません。			
ふりがな	生年月日		
氏名	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日		
住所 (居住地)	吹田市		
希望配信手段 ※いずれか1つに チェックしてください	<input type="checkbox"/> 電話 (番号 - -)		
	<input type="checkbox"/> FAX (番号 - -)		
希望配信情報 ※希望するものに 全てチェックして ください	<input type="checkbox"/> 河川洪水に係る避難情報	<input type="checkbox"/> 土砂災害に係る避難情報	
	<input type="checkbox"/> その他の緊急情報		
申請代理人	氏名		
	住所		
テスト配信 希望日時	第1希望	月 日	午前・午後 時 分
	第2希望	月 日	午前・午後 時 分

【ご利用上の注意事項】

- 申請後、事前に日時等を通知した上で本サービスの試験配信を行います。
- 本サービスからの配信は、「050-3138-4211」の番号から発信します。
指定の番号以外の受信拒否設定をしている場合は、この番号からの受信ができるよう設定をしていただきますようお願いいたします。
- その他、本サービスの利用に当たっては、裏面の利用規約を御確認ください。

吹田市使用欄（記入しないでください。）			
申請書受付	年 月 日	担当者：	
テスト配信	年 月 日	担当者：	
台帳登録	年 月 日	担当者：	

吹田市災害情報自動配信サービス利用規約

(趣旨)

- 1 この利用規約（以下「本規約」という。）は、吹田市（以下「市」という。）が提供する災害情報自動配信サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

- 2 本規約は、市及び本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に適用するものとする。
(本サービスの変更、中断又は停止)
- 3 市は、電話回線設備、システム障害、メンテナンスその他やむを得ない事由が生じた場合に限り、利用者に通知することなく本サービスの内容を変更、中断又は停止することができるものとする。
- 4 市は、本サービスの変更、中断又は停止により、利用者又は第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとする。

(本サービスの終了)

- 5 市が本サービスを終了すると決定した場合は、市は、利用者にあらかじめ終了する旨を通知したうえで、本サービスの提供を終了することができるものとする。

(利用上の注意事項)

- 6 市は、本サービスから配信する情報の完全性、正確性、有用性などについて、明示的又は黙示的を問わず、利用者に対していかなる保証を行わないものとし、利用者は、本人の判断と責任において本サービスを利用しなければならない。
- 7 本サービスは、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではない。
- 8 利用者は、電話回線の負荷状況などにより、本サービスに係る災害情報の配信が遅れる場合又は配信ができない場合があることを踏まえ、本サービス以外の方法での災害情報の取得等に努めなければならない。また、この場合において、市は、当該配信情報の再送信は行わない。
- 9 市は、宛先不明などにより、複数回にわたって配信できなかった電話番号などの登録内容について、利用者に通知することなく本サービスへの登録を解除することができるものとする。

- 10 利用者が本規約に違反した場合又は違反行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、市は利用者に予告することなく、本サービスへの登録の解除などの措置をとることができるものとする。

- 11 市は、休日、祝日や夜間、早朝等に関わらず、本サービスにより災害情報を配信することがある。

(禁止事項)

- 12 利用者は、市が本サービスにより配信した内容の全部又は一部を、市の承諾を得ず複製配布、放送及び商業目的で二次利用することはできない。
- 13 利用者は、本サービスにおける配信情報の内容を利用して、第三者に迷惑をかける行為又は不利益を被らせる行為をしてはならない。

(損害賠償)

- 14 利用者が本規約に違反し、市、本サービス提供事業者及び第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

- 15 市は、利用者が本サービスを利用することによって生じた直接的、間接的又は結果的に被ったいかなる損害に対して、その責任を負わない。

- 16 利用者が虚偽の登録を行い、それにより第三者に対して損害を与えた場合、市はその責任を負わない。

(規約変更)

- 17 市は、事前に通知なく、本規約を変更できるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとする。

- 18 本規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用される。